

コンプライアンス推進規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人いなかパイプ(以下「当法人」という。)のコンプライアンス推進に関し必要な事項を定めることにより、当法人の役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する体制の確立を目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、当法人の全ての事業活動に適用する。

2 この規程は、当法人の全ての役職員(パートタイマー、アルバイト、その他常勤職員以外の者を含む)に対して適用する。

(定義)

第 3 条 この規程に定める「コンプライアンス」とは、当法人の活動が法令、当法人の定款及び規程・内規等並びに社会一般の規範(以下「法令等」という。)を遵守していることをいう。

(役職員等の責務)

第 4 条 代表理事は、この規程の目的を達成するため、コンプライアンス推進に必要な体制の整備及び役職員の研修を含むその維持並びに向上に努めるものとする。

2 役職員は、業務遂行にあたり就業規則およびこれに基づく関連規程を遵守するとともに、法令等を遵守し、誠実に行動しなければならない。

3 具体的な禁止事項及び違反時の処分は、就業規則及び関連規程に定めるとおりとする。

(体制)

第 5 条 当法人は、前条第 1 項の体制として、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)並びに内部通報の窓口を設置する。コンプライアンス委員会の組織、権限、運営等については、第 6 条から第 8 条に定める通りとし、通報窓口を含む内部通報に関する事項は別に内部通報規程で定める。

(委員会の役割)

第 6 条 委員会は、当法人のコンプライアンス推進に係る代表理事の諮問を受けて次の事項について審議し、その結果を答申する。

- (1) コンプライアンス推進に必要な施策
- (2) 役職員のコンプライアンス推進状況のモニタリング
- (3) 役職員のコンプライアンス研修の計画、管理及び見直し
- (4) コンプライアンス違反又はその可能性がある行為(以下「コンプライアンス

違反行為等」という。)に係る事案の調査、分析・検討及びこれに必要な事項

(5) その他必要な事項若しくは代表理事が諮問した事項

2 代表理事は、委員会の答申を受けてコンプライアンス推進に係る重要事項を決定した場合には、遅滞なく社員総会に報告する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員3名以上で構成し、うち委員長1名を委員の互選により選定するものとする。

2 委員は、代表理事が、次の事項に該当する者の中から選定し、遅滞なく社員総会の承認を得て委嘱する。

- ・ 利益相反防止、法人のコンプライアンス推進等に関し優れた見識を有し公正かつ中立な立場を堅持できる者

(委員会の招集及び運営)

第8条 委員会は、必要に応じて代表理事が随時招集することができる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員は、電磁的手法により出席することができる。

4 議事は出席した委員の過半数で決する。

5 代表理事が委員会における決議事項を提案した場合において、当該提案について委員(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の過半数が書面又は電磁的記録で同意の意思表示をしたときは、当該提案につき可決の決議があったものとみなす。

6 会議は非公開とし、委員は会議の内容を他に漏らしてはならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2025年8月31日から施行する。